

ACSV MONTHLY LETTER

次回に引き続き、個人事業主や中小企業の節税に使える小規模企業共済と経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）について説明します。これらは独立行政法人中小企業基盤整備機構により運営されており、金融機関等で加入の手続きをすることができます。

● 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

内容	個人事業主や中小企業の連鎖倒産防止の貸付制度及び積立金制度
加入者	資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員数が一定の条件に該当する会社又は個人事業主
掛金	月額 5,000 円から 20 万円までの範囲（5,000 円刻み）で自由に選べ、掛金総額が 800 万円になるまで積み立てられます。 掛金はその全額を、法人の場合は損金に、個人の場合は必要経費に算入できます。
共済金	加入後 6 ヶ月以上が経過して、取引先の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、最高 8,000 万円の共済金の貸付けが受けられます。貸付限度額は掛金総額の 10 倍が限度となりますが、無利子となります。担保・保証人は不要です。
解約金	40 ヶ月以上の掛金を払い込んだ場合は、支払った掛金の全額が戻ります。

連鎖倒産のリスク回避をしながら、法人税や所得税の課税所得から払い込んだ掛金を全額控除することができます。また、掛金は総額 800 万円になるまで払い込むことができます。

解約金は 12 ヶ月以上の払い込みで 80%、それ以後は割合が増え続けて 40 ヶ月以上で 100%となります（100%が上限、利子なし）。なお、解約金は法人税では益金、所得税では事業所得の収入となります。また一部解約はできません。

掛金は原則として月払いとなりますが、前納制度により 12 ヶ月分をまとめて払い込みすれば、払い込み時の損金（必要経費）にできます。上限の月額 20 万円であれば、20 万円×12 ヶ月分＝240 万円を一時に損金算入することができます。

なお、加入者の条件は、業種ごとに資本金等の金額と常時使用する従業員数により定められており、パンフレットや中小企業基盤整備機構のホームページでご確認下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。